

1 補助金交付の目的

中心市街地（中央町・新天町・常盤通り）の空き物件の有効活用を促進するとともに、宇部多世代共働交流まちづくり（宇部 CCRC）の拠点地域とすることで地域に付加価値を持たせ、にぎわい創出を図るため、空き物件をリノベーション（再生）するための改修費の一部を補助します。



2 補助の対象物件（下記のすべてに該当する物件）

「まちなか居住賃貸施設」「子育て支援施設」「飲食施設」「商業施設」
「生活サービス関連施設」「医療福祉施設」「芸術活動施設」「創業支援施設・研究施設」のいずれかに転用し、活用を図るために建物改修する空き物件（※当該施設の事業に直接関係しない部分は対象外）
譲渡等を目的としていない物件
フランチャイズチェーンの加盟店等でないこと（ただし、宇部市に本店を置いている場合を除く）

＜携帯で閲覧の場合はコチラ＞

3 補助の対象者（下記のすべてに該当する者）

- (1)所有者又は所有者若しくは宇部市が出資したまちづくり会社から借り受けて事業を行う者
- (2)3年以上事業を継続する者・建物改修前に申請書を提出できる者
- (3)平成30年度内に建物改修を完成させ、事業を開始できる者

4 補助金の額（下記のとおり、予算の範囲内）

- (1)改修費等の2分の1以内（改修工事等は市内業者が行ったものに限る）
- (2)工事施工床面積1平方メートルあたり35,000円を補助金の上限とする。
- (3)1物件あたり500万円を合計額の上限とする。

5 担当部局

総合戦略局 コンパクトシティ・共生型包括ケア推進グループ
電話番号：0836-34-8468